柔道の国際化と日本柔道の今後の課題(第三報) -柔道の理念・国際化・競技化・試合審判規定の問題点について-

野瀬清喜*・野瀬英豪**・鈴木若葉***・三宅 仁****

キーワード:柔道・講道館・国際柔道連盟・試合審判規定・IOC・柔道のプロ化

はじめに

柔道は、我が国の伝統文化として発展した武道 であり、教育性と競技性を有する国際スポーツで もある。1951年に創立された国際柔道連盟(以下 IJFと略す)の第1回総会には、17ヵ国しかなか った加盟国も、2003年9月に開催された総会(大 阪)では、187の国と地域が加盟し、国連加盟国 数に迫る勢いである。UFでは2年に1回の総会 の他に、毎年、理事会を開催し、重要案件の審議 を行う。2003年4月14日に韓国で開催された IJF 理事会で提議された内容は、①ゴールデンスコア の導入②禁止事項と罰則の2分化③医師の診察の 制限④河津掛の定義⑤試合者の礼法の管理の5項 目いであり、この決定は即日実施される運びとな った。これに対して全日本柔道連盟(以下全柔連 と略す) 審判委員会は、国内の傘下団体及び都道 府県柔道連盟に対し、内容の周知を図るとともに 「国内においては、大阪の世界選手権後の全日本 ジュニアから適用します。なお、都道府県予選に おいては、現行のルールでお願いいたします。|と の通達を出している。筆者らは、2002年9月の世 界ジュニア選手権・2003年2月のドイツ国際大会 (ハンブルグ) に日本代表審判員及び視察員とし て大会に参加した。これらの大会は、全て新ルー ルのテストマッチとして行われた大会である。ド イツ国際大会では、新ルールに合わせて新しく作 成されたスコアボードが設置され、注意や警告の 文字や医師の診察回数を示す十字マークは取り去

られていた。

ここ数年の IJF 審判委員会の動向を見てみると、2002年4月のエジプト会議では、①審判員の新ジェスチャーの凍結②柔道衣チェック③ゴールデンスコア④河津掛⑤禁止事項と罰則の二分化⑥礼法⑦審判員のコンピュータ抽選⑧審判員試験基準の変更³などが審議されたが、試合内容を大きく変える変更は認められなかった。2001年3月ハンガリー会議では、試合内容に関する適用の修正確認が多く、①医師の診察回数と時間②袖口にふれる握り方③髪の結い直し④縦四方固の抑え方⑤粘着スプレー・バンテージ使用の制限⑥極端な防御姿勢などの罰則の強化⑦標準的な組み方の定義⑧危険な技に対する罰則³などで、これらの修正により2001年ミュンヘンで行われた世界選手権の競技内容は飛躍的に向上したと評価された。

時代を溯ってみると、1999年イギリスで行われた世界選手権よりブルー柔道衣が導入されて現在に至っている。しかし、我が国の柔道界では、いまだに国内の大会でブルー柔道衣の着用は認められていない。このような事項は、講道館柔道試合審判規定には数多く残されたままとなっている。この規定では長年、「効果」「5秒ルール」を認めず「教育的指導」を残している。また、蟹挟みを技として認めているが、ほとんど大会において解禁したことがない。

日本の武道に対する伝統的な考え方や単一の言語で運営されてきた試合に対する価値観、日本柔道の世界に対する指導的な役割の変化、柔道の国際化・スポーツ化に対する認識の不足などが混乱を引き起こした原因として考えられる。現代柔道には我が国の伝統文化としての武道性と短期間で

^{*} 埼玉大学教育学部保健体育講座

^{**} 筑波大学大学院体育研究科

^{***} 淑徳文化専門学校

^{****} 平成国際大学スポーツ科学研究所

世界の隅々まで普及したスポーツ性の二つの要素が混在している。しかし、双方の立場で根底に流れるものは、国際柔道連盟試合審判規定の終章、礼法ガイドまとめに記してある「礼法は、柔道を他の国際的スポーツとは違った独特のものとしている。その動作は敬意、感謝、及び礼儀としての性質をもつ」。という教育的精神である。

本研究では、嘉納が理想とした柔道の技術と精神・国際オリンピック委員会(以下 IOC と略す)や IJF が目指す競技の方向性・柔道の競技ルールの主な変遷・柔道衣や審判のあり方などを中心に検討を行う。また、第一報「アトランタオリンピック女子柔道競技の競技内容と問題点」が、第二報「大会参加資格・競技運営システム・日本代表の選考方法」がを手がかりに、講道館柔道連盟試合審判規定(以下 IJF 規定と略す)の相違点を比較しつつ、その精神と問題点を、競技的見地及び教育的見地より検討する。

嘉納治五郎は、学生時代に天神真楊流柔術と起

1 柔道の技術と精神

(1) 柔道の技術と柔道衣

倒流柔術を学び、講道館柔道を創始した。柔術緒 流の稽古法は「形」の練習が中心で、起倒流の形 は、戦場における鎧組み討ちの形であったため、 「鎧を着けていては素手で殴っても効果はなく、 そこで当身技より投げ技に重きが置かれた」⁷¹の である。また、「鎧着用時には身体の前後左右へ の大きな動揺は、相手からの刀槍の攻撃を受ける 危険性が高かった B ため、自然体の構えが受け 継がれていった。現代柔道の技術構造は、相手を 投げる・抑えるなどのスポーツ的な技術とともに、 首を絞めて失神させる・肘関節を挫くなどの、極 めて武道的な技術が残っていることは驚嘆に値し、 嘉納の卓越した武道家としての洞察力をうかがい 知ることができる。これは嘉納が官立英語学校・ 開成学校時代に英語学を学び、東京大学時代には 様々なスポーツや体育を体験した経歴の人物であ ることにも起因する。柔道が国際競技として発展 した源は、嘉納が明治初期に海外のスポーツ・体 育を認識した上で柔術を修行したことが大きな要

因であったと考えられる。

柔道の稽古は、「形」と「乱取」によって行われる。形とは「取」と「受」との間に技を施す動作があらかじめ決められており、両者がその過程にしたがって攻防を行う練習方法である。柔術時代は形の稽古が中心であったが、取と受を決めて攻防を練習する方法だけでは、技が決まらなかったり不十分であった場合に、相手の反撃を受ける可能性がある。これを補うために「請け立ち残る」「残り合い」「みだれ稽古」などの名称で自由に攻防を行う練習方法が取り入れられるようになった。これが現在の乱取稽古の原点である。嘉納は、「形のみの練習によって得られる最も大なる利益は、、肉体上にも精神上にも、臨機応変の力を養うということである」等と述べている。

この乱取を行うために使用されたのが稽古衣である。講道館柔道が創設された初期の柔道衣は、「武士や庶民が下着として着用した半袖の襦袢に、強度を増すために刺子を施して使用した」100ものである。稽古衣が半袖短袴であった時代は長く続いたが、嘉納が明治の後半に擦り傷等の支障が多いことなどから長袖、長ズボンに改良を行った。長い袖の柔道衣の出現は投げ技、固め技の技術を飛躍的に発展させることとなるが、当時の著述からなぜ柔道衣が白色に限定されたかについては、現在までに見つかっていないため、うかがい知ることは出来ない。

(2) 柔道の精神

柔術を習い始めた嘉納は、ただただ体で覚えるという練習法に不満を感じ始めた。これを契機に、投げ技の理合いを「重心の安定を崩すことを早い段階で教えれば」¹¹¹修行者の技術向上や実力の伸びが早まると考えるようになった。一般的に柔術の原理は「柔の理」¹²¹で説明される。この柔の理を包括し柔道の技術論として一貫した原理を、嘉納は「精力善用」という言葉で表している。すなわち、心身の力を最も有効に使用するという精力最善活用の思想の提唱である。

続いて柔道を行う目的論として「自他共栄」という言葉を用いた。講道館図書資料部部長の村田 直樹氏の文献を引用すれば、「各自が主張を通せ ば、次に来るのは衝突である。目的に向かって使われる双方の精力が、この衝突で消費され、減じられる。(中略)衝突は避け、譲り合いをせよと説く、譲ることによる多少の後退のほうが、衝突による精力消費よりもはるかに有効と説く」「双方が自分の考え通りに行動すれば、双方の力が協同することができず、互いに破壊し合う(中略)破壊したあとに残った部分だけが用をなすことになる」「40という考え方が嘉納の柔道の精神的な理念である。

現代社会の問題点や国際紛争にも通じる言葉であるが、全柔連審判委員会は、国内規定の中に「効果」のポイントを認めずに30年近い歳月が流れようとしている。また、ブルー柔道衣についても世界各国で使用されているが、国内大会での使用を認めていない。全柔連の良き理解者であり、歩門と総会を開催し、アジアの国際大会でブルー柔道衣を使用することを決議している。全柔連・講道館も嘉納の精神に立ち返り、世界の潮流を読み取り、IJFと歩調を合わせ、柔道のさらなる発展に寄与する、話合いのテーブルにつくべきであると考える。

2 IOCとIJFの動向

(1) IOC の方向性

新世紀への期待をこめて2000年1月にファン・ アントニオ・サマランチ IOC 会長は、当時の日 本オリンピック委員会(以下 JOC と略す)八木 祐四郎会長に次のような書簡を送っている。「今 世紀初頭、古代オリンピックの復興、また国際オ リンピック委員会(IOC)の創設に活躍されたピエ ール・ド・クーベルタン男爵が、オリンピックに 日本の参加を呼びかけ、日本は、1912年の第5回 ストックホルム大会に初参加をしました。これを 機に、日本のオリンピック・ムーブメントが本格 的に始まりました。1909年、国境を越えて輝かし い活躍をされていた嘉納治五郎氏を IOC 委員に 迎え入れました。嘉納氏は、その信念と情熱を持 った活動により、オリンピズムの普及と発展を担 う力強い代弁者になりました。嘉納氏は、1911年 に日本における国内オリンピック委員会(NOC) 創設し、初の日本代表選手団を率いてストックホルム大会に参加しました。これ以後、国際オリンピック委員会と日本オリンピック委員会(JOC)の文化と魂は、途絶える事なく交流を続けています(以下略)」「5」と述べている。前章でも述べたが、嘉納の卓越した国際感覚とスポーツへの理解の深さを再認識させる書簡である。

第二次大戦後は核の抑止力などにより、世界を 巻き込む戦争は半世紀以上、姿を消している。大 戦による中止を経てオリンピックは1948年第14回 ロンドン大会として復活し、現在に至っている。 しかし、民族・宗教にからむ武力紛争、分裂国国 の参加資格や国名呼称、人種差別など、国際政 のひずみが生んだ問題が、それに代わってしば はオリンピックの舞台を揺さぶってきた。1980年 代までは、旧ソ連を盟主とする東側陣営と西側陣 営の冷戦構造の中、東西のメダル争いは、国の威 信をかけた代理戦争と呼ばれた時代もあった。こ れらの東西対決も、1990年代初頭の東側の体制の 崩壊により終了した。

これと並行する形で議論され続けたのが、アマ チュアリズムの問題である。近代オリンピックが 復興されたころから、「スポーツをすることによ り金銭を得てはならない」という精神が長くその 根底を支配してきた。1908年のロンドン大会に IOC は初めて、「オリンピックに参加できる選手 はアマチュアに限る」という規定を具体的に設け た。その後、1912年のストックホルム大会の陸上 競技に参加したジム・ソープ選手が金メダルを剥 奪されたのを始め、様々な不幸な事件が起こって いる。しかし、時代を経るに従って、崇高なイメ ージを持つアマチュアリズムも、近代オリンピッ ク復興当初、スポーツを楽しむことができたのは お金と時間に余裕がある支配階級のみであり、差 別意識に起因してアマチュアリズムができた、と いう考え方が取り上げられるようになった。この ような流れの中、IOC は1974年度版の「オリンピ ック憲章 からアマチュアの語を削除している。 1983年の IOC 総会では、「オリンピックの参加 資格審査は、その競技者が所属する国際オリンピ ック連盟が行うこととし」160、完全オープン化を 宣言している。

このような状況下で、オリンピックは規模の拡 大を続け、開催のためのインフラの整備をはじめ、 莫大な経費がかかる時代を迎えた。例をあげれば、 1976年のモントリオール大会では、大会組織委員 会が見積もった大会予算を10億ドルも上回り、そ のツケは高い税金という形で、モントリオール市 民に重くのしかかった。オリンピックが巨大に成 長し続ける中、その運営資金という現実的な問題 は深刻さを増していった。開催費が莫大にかかる 一方で、具体的に収入源のないオリンピックに立 候補する都市は減少し、開催を危ぶむ時代を迎え たのである。1984年の大会に立候補したのは、ロ サンゼルスただ一都市のみであった。しかし、こ の大会でオリンピック史上に残る激変が起こる。 ロサンゼルス大会組織委員会委員長に就任したピ ーター・ユベロスは、オリンピックの収入源とし て、①テレビ放映権料の大幅アップ②スポンサー からの協賛金(協賛企業を1業種1社に限定)③入 場料収入④記念コインの販売の4つを主な柱とし た。その一方で施設は可能な限り既存のものを使 用するなどして支出を極力抑え、最終的には2億 1500万ドルの余剰金を出すことに成功した。「**)そ の後、開催地に立候補する都市は6都市から7都 市を数え、現在に至っている。

コマーシャリズムとタイアップすることで現実的な路線をとるようになったオリンピックは、そこで得た資金をもとに、活動の幅を急激に広げることができるようになった。IOCは、1972年のミュンヘン大会以来、ソリダリティ(連帯)基金を創設し、資金難に苦しむ世界各国のオリンピック委員会に援助を行っている。84年には運営費として世界各国に40万ドル配分したものが、88年には300万ドルに跳ね上がり、92年以降は2000万ドルを越えている。その結果、IOCには国連加盟国数を上回る200の国と地域が加盟するまでになり世界の平和と教育に大きな貢献を果たしている。

一方、この時代を21年間に渡って IOC を率いたサマランチ会長はオリンピックの方向性を「マスメデァに受けないスポーツの将来は厳しい」「将来、重大な決断を決断をくだす時が来るかもしれない」などど発言し、メディア受けしない競

技や、テレビや観衆にアピールできない各競技団 体に警鐘を行っている。採点によって順位や勝敗 が決められたり、観客に勝敗が理解しにくい種目 であるレスリング・ボクシング・シンクロナイズ ド・スイミング・新体操などがこの標的となり、 種目数や参加者数の削減が行われている。2001年 7月モスクワ IOC 総会において、サマランチ路 線の継承者であるジャック・ロゲ(ベルギー)が 第8代 IOC 会長に選ばれた。ロゲは会長就任後、 「オリンピックをスリム化し、経費削減を目指す 運動の一環として、行われる地域が限られ、コス トが高い割に観客動員や視聴率の低い競技を(オ リンピックから)外す」間方針を打ち出した。こ れらの対象となったのは、野球・ソフトボール・ 近代五種などであり、現在も審議が継続される。 このようにオリンピック種目として採用されてい る競技団体は、様々な観点からマスメディア対策 の努力を課せられているのが現実である。

(2) IJF の方向性

柔道は1964年の東京大会で初めてオリンピック 種目として採用され、1992年から女子柔道も正式 種目として追加されている。通算して9回のオリ ンピック参加を経験したIJFは、前節で述べた IOC の方針に従って様々な施策を行ってきた。欧 州でいち早く普及した柔道であるが、アフリカや パンアメリカン・オセアニアでの競技人口の伸び が思わしくない時代もあり、オリンピック種目と しての存亡が危ぶまれた時期もあった。また、柔 道はレスリング・ボクシングと同様に判定となっ た時、勝敗を審判の主観に委ねざるを得ない部分 がある。柔道を生計の手段とし、ビジネスと考え る欧州の柔道界を中心に UF は、IOC の方向性に いち早く反応してきた。ロサンゼルス五輪でユベ ロス組織委員長が掲げた4つの収入源 (テレビ放 映権料・スポンサーからの協賛金・入場料収入・ 大会グッツの販売)は、世界選手権大会でも大き な資金源となっている。オリンピックの収益金の 配分のみでなく、世界選手権での収益金も発展途 上国の連盟・コーチ・選手の支援に大きく役立っ ている。これらの成果が序論で述べたアフリカ・ 南米勢の躍進にもつながっている。

過去8年間の具体的なIJFのマスメディア対策

(否決されたものも含む)を IJF 総会の年代を追 って提示すると以下の通りである。1997年のパリ 総会では、「抑え込み時間の短縮」「試合時間の短 縮」「罰則の分類化」「ノーマルグリップの推 奨」「¹⁹⁾などがあげられる。この時代に IJF は「一 本を取る柔道」を推奨したが、ノーマルグリップ 以外を反則としたことにより一本勝の割合が多く なった。1999年のバーミンガム総会では、「IJF 殿堂の創設」「年度最優秀選手賞の創設」「IJF ソ リダリティ | 「女子コーチの講習会 | 「一本トロフ ィーの新設| 「医師の診察時間の短縮 | 「礼法ガイ ドの作成」20)などを取り上げ、ブルーの柔道衣を 初めて使用している。また、IJF 加盟国数が182の 国と地域となり、オリンピックスポーツとしては 7番目に大きな連盟組織となったと報告している。 2001年のミュンヘン総会では、「ゴールデンスコ ア方式の導入 | 「罰則を与えるジェスチャーの新 しい分類 | 「世界選手権の毎年開催(現状は隔年) | 「スペイン語を公用語とする提案 | 21) などが主な ものであったが、UF審判委員会からは、「柔道 をよりダイナミックに、より面白く、安全なもの にするため、組み方等の審判規定を改正し、この 6年間で一本や技ありが増え、有効や効果が減っ た」との報告がなされている。また、IJFの殿堂 の設置場所が、パリ市の柔道研究所に内定した。

このように IJF 総会関係の主な議題だけを取り上げても、IOC と IJF の目指す方向性の連携が理解できる。1995年に就任した IJF パク・ヨンサン会長が推進してきた、「観衆にアピールする柔道」「マスメディアに受け入れられる柔道」が着実に浸透してきたといえよう。

3 国際規定の変遷と国内規定

IJFが設立当初から使用した審判規定は、講道館が発行した国内規定を英訳したものであった。「その後、オリンピックの正式種目となり、各種の国際大会が盛んになるにつれ、IJFは独自の規定を持つに至った。そしてオリンピックや世界選手権を頂点に柔道の国際化・競技化は大幅に進展し、それに伴い国際規定は次々に改正を重ねることとなった」²²⁾のである。一方、国内規定は、国際規定改正の影響を受け、これに追随するかたち

で、取り入れても良いと判断された部分について は取り入れられていった。しかし、全柔連等の審 判委員会で取り入れるべきでないと判断された項 目も多く、年代を経るに従って両規定の違いが生 じていった。その結果、日本のみが国内規定と国 際規定の二本立てで大会を運営するようになり、 現在に至っている。

ここで国内規定と国際規定の制定と変遷の概略をあげてみる。講道館柔道の試合審判規定が初めて明文化されたのは、1900(明治33)年のことである。その後、数回の改正が行われ、1951年に現在の規定の基となる国内規定が制定された。国際大会でも、第1回世界選手権大会(1956・東京)からオリンピック東京大会(1964)までの8年間は、国内規定がそのまま大会審判規定として用いられた。東京大会の翌年、パーマー(イギリス)がIJF 会長に就任すると、二年後の1967年には国際規定が総会で承認されている。IJF で当初に検討された内容は、「敗者復活戦の工夫」「延長戦の廃止」「スポーツコードの充実」などである。

次いで1970年代に入ると「負傷の猶予時間5分 (1972) | 「女子柔道試合の検討・赤畳危険地帯の 設置・積極的戦意の欠如に対するジェスチャー (1972) | 「抑え込みにおけるそのままの宣告の制 限(場内に引き入れない)・有効、効果の採用・ スコアボードの設置・副審のジェスチャーの採用 (1973) |などが主な改正項目としてあげられる。 これらの項目の中で最も注目すべきものは、「効 果」の採用である。今からちょうど30年前に国際 規定では効果を採用しているが、国内規定ではい まだにこれを認めていない。また、この当時の国 内規定では、禁止事項が26項目20しかなく反則負 け、警告、注意、指導の区分がなかったものが、 現在では33項目に増え、国際規定に同調するかた ちを取っている。この時代の見逃せないもう一つ の項目に副審の権限の増大がある。副審は主審を 補佐し年長、経験の豊富なものが主審を努めると いう日本的な考え方から、主審・副審とも同等の 権限を持つのが当然という UF の姿勢による改革 である。

1980年代は、「オリンピック無差別級の廃止決 定及び女子柔道の検討(1980)」「世界選手権の男

女同時開催の検討(1985) | 「ダブルリパチャージ 制の導入(1987) 「スコアの横掲示・柔道衣のサ イズの大型化・教育的指導の廃止・危険地帯の5 秒ルール(1989)」などが議題として取り上げられ た。70年代には試合のスピード化に配慮した項目 がいくつか見られたが、80年代には国内規定と異 なる大きな改革は行われていない。この理由は 1979年から1987年の間、松前重義が IJF 会長を勤 めたためである。しかし、松前が勇退する前後に 教育的指導の廃止・赤畳の上で5秒以上いると反 則となるという改定が行われている。この両規定 とも国内規定では20年以上認められていない。こ れは講道館・全柔連の姿勢に、試合は教育の一貫 であり、試合の中でも正しい柔道を普及させたい という武道的精神が残っているためである。しか し、国際大会の場で審判が日本語のみで試合をコ ントロールすることは不可能であり、相手に罰則 が与えられたことも勝利の要因と考える欧米の合 理精神とのせめぎあい続いている部分である。ま た、スコアボードの横掲示は、漢字文化として作 成されたボードが欧米の文化には合わず見ずらい という理由で現在の形式となった。試合には直接 影響しない部分であるが、武道からスポーツへの 変化という点では興味深い改正である。

1990年代は、「蟹鋏の禁止・柔道衣の広告規制 ・判定の際の主審の動作(1991)」「反則負けのみ 合議 (1992)」「礼法の徹底・ランキングリスト・ オリンピック出場資格(1993)」「ブルー柔道衣の 採用・抑え込み時間の短縮・新しい体重区分 (1997)」「ピストルグリップ指導・標準的な組み 方以外の組み方の指導・抑え込みの定義の見直し ・軽微な負傷の処置1分以内・女子の帯の白線の 禁止(1999) |などである。なお、99年総会では「審 判規定の変更は審判委員会で検討し、理事会で決 定されたものは総会で問わない。総会は承認する だけ | 24)という重大な決定がなされている。IJF の理事会で発言できるメンバーは、会長・五大陸 の会長・スポーツ理事・審判理事・教育理事及び 事務局長・財務総長の11名である。この中で資格 を持たないと UF の選挙に出れないのは、審判理 事(IJFインターナショナル審判員資格を有する 者)のみである。ルールの変更は競技の勝敗に直 接影響し、競技内容も大幅に変化するものが多い。 IJF はこの時代から審判委員会が大きな権限を持 ち、規定の見直しを積極的に行うこととなる。ま た、90年代の問題点としては、蟹鋏の禁止・抑え 込み時間の短縮があげられるが、この2項目につ いては国内規定では認められていない。テレビ放 映等の影響で国内でも試合時間は安易に短縮され てきた。抑え込み時間のみが短縮されないことに 著者等は常々疑問を感じてきた。蟹鋏についても 10年以上封印されたままで、日本選手でもこの技 を練習する者は誰もいない。国内規定でこのよう な項目を守る理由は不明である。さらに日本が長 い間、守ってきた女子柔道の帯の白線の問題があ る。アトランタオリンピックの柔道競技を視察に 訪れたサマランチ IOC 会長が、日本女子選手の 黒帯に白線が入っていることに興味を持ち、理由 を質問したところ、答えることができる役員がい なかったため禁止になったとの逸話が残されてい る。この時代のルールの変更を総括すると、試合 のスピード化・観客に対する配慮・ダイナミック な試合展開・柔道のビジネス化などに関するもの が中心であり、第二報で述べたランキングシステ ム・大会運営のマニュアル化などのスポーツコー ドが大きく変わる一因となった。

2000年代に入ると「医師の診察回数と時間・袖 口にふれる握り方・髪の結い直し・縦四方固の抑 え方・粘着スプレー、バンテージ使用の制限・極 端な防御姿勢などの罰則の強化・標準的な組み方 の定義・危険な技に対する罰則(2001)」など技術 的な改定が多く、2001年に開催されたミュンヘン 世界選手権大会の競技内容は、飛躍的に向上した と評価されている。しかし、この世界大会が開催 される3日前に行われた UF 総会において行われ た選挙から大きな変革が起こる。改革派の朴容晟 会長・スポーツ理事のフランソワ・ベソン(フラ ンス)が無投票で再選され、審判理事選挙では日 本が支持し優勢が伝えられていた、現職のジム・ コジマ(カナダ)が、ファンカルロス・バルコス (スペイン) に119対48という大差で敗れるいう 波乱があった。バルコスは選挙に先立って「イン フォメーションとテクノロジーに力点をおく」25) と方針を語ったが、水面下で英語、フランス語の 公用言語に新たにスペイン語を加えるという提案を基に、欧州・アフリカ・中南米の票を集めたともいわれている。この選挙を契機に柔道の競技化・スポーツ化はさらに大きな進展を見せることとなる。

2002年の改正で審判委員会は、審判員が罰則を 与えるジェスチャーの統一・柔道衣が規格にあっ ていない試合者の反則負け・ゴールデンスコアの 導入・禁止事項の注意、警告の整理などの提案を 次々行ったが、この年これらの提案はすべて凍結 となった。2003年は世界ジュニア・欧州の各種国 際大会で試験的に行ってきたバルコス提案を実施 に移した年である。前年度、凍結となったゴール デンスコアの導入・禁止事項と罰則の 2 分化・医 師の診察の制限などは理事会で採用され、即日実 施の運びとなった。2003年9月11日から14日まで の4日間、大阪市の大阪城ホールにおいて世界柔 道選手権大会が開催された。この大会は日本で初 のブルー柔道衣を着用した大会であった。ゴール デンスコア方式、医師の診察の制限も好評で IJF が狙いとしたダイナミックな試合が展開された。 今後の課題としてあげるとすれば、「技の評価の 曖昧さ」「反則を与える基準の不統一」「大陸毎の 審判のレベル差」などであり、日本代表の審判に 関しては、海外の審判のように専業でないため最 終日に疲労が感じられた。規定の問題点としては、 「効果の取り消しが動作のみで、選手に伝わらな い」「指導を3回繰り返すうちに混乱が起こる」 「罰則を与える際の動作の解釈が大陸によりマチ マチである」などがあげられるが、これらは細部 の問題であり今後の検討課題としたい。

国内規定と国際規定の継続的な問題点をあげれば、柔道畳(マット)のサイズの問題がある。今回の世界選手権では、国内にあまりない2メートル×1メールの畳を特別に作成し、国際規定に合う8メートル四方の試合場を設置した。場外部分には、国内で初めて青色の畳を採用し、OSAKA・JUDOなどのロゴを入れていた。しかし、国内規定では、家の間取りと同じ二間×一間の畳を敷くために、試合場は9.1メートル四方となる。日本にはメートルサイズの畳はほとんどないが、いずれ IJF は日本畳のサイズを認めなくなるであろう。

次に教育的指導・反則の秒数・罰則を与える場合の審判の権限(警告又は反則負け)についてである。国内では罰則を与える場合に一呼吸、二呼吸を目安としてきた。いわゆる「気、間」の呼吸を重視してきた。警告や反則負けなどの重大な反則も審判員の権限に任せている。場外に出ることや表技での引き込みも上とし伝統的な方を守の目安であり、場外に出ることや寝技に鋭っている。しかに出ることや寝技にがきない。場外に出る。柔道の競技化が進み、安全な試合場が設置され、場外に出しいが進み、安全な試合場が設置されたかめや、ルーにが整備され引き込みも掛け逃げとなんら変わらない、というの認識からである。これらの項目もIJFの考え方が合理的で時代に適応している。

柔道の競技化・国際化が進む中で、諸外国との 文化や見解の相違で起こる問題は、議論して解決 していくべきである。柔道の本質に関わる問題に ついては妥協すべきではないが、話合いで理解し 合える部分は、互いに譲り合い解決していく必要 がある。世界各国と協調し柔道を発展させる観点 から、嘉納の自他共栄の精神を思い起こし、国内 規定を統一していくという全柔連の姿勢が期待さ れる。

4 日本柔道の今後の課題

(1) 日本柔道の現状

2003年9月に世界柔道選手権大会が、大阪市の大阪城ホールにおいて開催された。日本代表選手団は6個の金メダルを含む9個のメダルを獲得(表1)し、ライバルの韓国・中国・キューバ・ドイツを大きくリードした。一方、強豪といわれたフランス・オランダ・ベルギー・スペイン・イタリアなどの欧州勢は金メダルを獲得することが出来なかった。他方、柔道では発展途上国であるアルゼンチンやイラン・北朝鮮が金メダルを獲得し、アフリカ・南米勢は前回に続く活躍を見せた。IJFの加盟国は187の国と地域を数え、国連加盟国数に迫る勢いである。今大会には103の国と地域がエントリーし、過去最大の参加者数を記録した。競技内容も観客に感動を与える激しい試合が連日展開され高い評価を受けた。²⁶¹千葉幕張大会から

表 1 2003年世界選手権大会国別メダル獲得数 【男 子】

国 名	金	銀	銅	計
日本	3	0	1	4
韓国	3	0	0	3
ドイツ	1	0	- 0	1
イラン	1.1	0	0	1
フランス	0	3	0	3
エストニア	0	1	1	2
グルジア	0	1	. 0	1
イギリス	0	1	0	1
オランダ	0	1	0	1
スイス	0	1	0	1
ロシア	0	0	3	3
ブラジル	0 -	0	2	2
ベルラーシ	0	0	2	2
キューバ	0	0	1	1
ポルトガル	0	0	1	1
ウズベキスタン	0	0	1	1
ポーランド	0	0	1	1
アゼルバイジャン	0	0	1	1
チュニジア	0	0	1	1
ウクライナ	0	0	1	1

【女 子】

国 名	金	銀	銅	計
日本	3	1	1	5
中国	2	0	0	2
キューバ	1	3	3	7
北朝鮮	1	0	0	1
アルゼンチン	1	0	0	1 3
フランス	0	2	0	2
ドイツ	0	1	3	4
イギリス	0	1	1	2
オランダ	0	0	2	2
ブラジル	0	0	1	1
スペイン	0	0	1	1
イタリア	0	0	1	1
ロシア	0	0	1	1
セルビア・モンテネグロ	0	0	1	1
トルコ	0	0-	1	1

8年、柔道はさらに世界各国に浸透し、真の国際スポーツとなった。

しかし、水面下では様々な問題点も指摘されて いる。日本男子選手の赤髪・銀髪に関する議論、 滑る柔道衣に対する外国チームからのクレームない 国別団体戦における日本選手の派手なガッツポー ズなど、今後の日本柔道の方向性や問題点が多く 提起された大会でもあった。また、大会前の特集 記事には日本選手のプロ化28)の問題なども取り上 げられた。フランスに永住し60年近く柔道の普及 ・指導に専心し、国家勲章を受賞した粟津正蔵氏 は「我々は数年に一度しか日本を訪れることしか できない。その機会に日本から何物かを学んでフ ランスに帰ることを楽しみにしていた。しかし、 今回の大会に参加して、赤い髪をした日本選手が 出てきたり、滑る柔道衣が批判されたりで、私は 落胆している。日本の教育はどうなっているの か」と指摘している。

(2) 日本柔道の課題

今回の研究では、嘉納の柔道の理念・国際スポ ーツ(IOC•IJF)が目指す方向性・国内外の審判規 定の問題点などを取り上げてきた。この視点は、 日本の伝統文化である柔道が、正しい方向に発展 してきたかを検証することにある。ワールドカッ プサッカーやオリンピックなどの世界的規模のイ ベントが果たす役割は、今後ますます大きくなる。 メディア等の影響でスポーツが産業として成り立 ち、社会に果たしていく役割もさらに加速される。 このような現状の中で、選手をベストの環境に就 職させ、競技力向上に専心させるという指導者の 配慮は否定できないものがある。連盟やJOC・ 企業などに報奨金制度ができ、意識しなくても柔 道をビジネスとしてとらえる指導者も現れてきて いる。しかし、国際的に高いレベルで指導をして いるのだから、指導者も報酬を得るのが当然とい う考え方はいかがなものかと考える。柔道が国際 化・スポーツ化し、競技に対する価値観が変容し ていく中、今、取り組まなければならないことは 何か。

本来、日本柔道の目的は、「その修行を通じて 有為な社会人を育成し、社会に貢献する」²⁹⁾とい う嘉納精神が原点にあった。現在でも多くの地域 指導者は、この精神を実践している。私財をなげ うって道場を設立したり、少年柔道の活動資金を 捻出する地道な努力を続けている。今回、日本代表として活躍した選手たちも、ほとんどが幼年期から柔道を始めており、小学校・中学校・高等学校と熱心な指導者たちに支えられて育ってきた。時代の変化に伴う柔道のビジネス化を完全否定しているわけではないが、このような献身的な姿勢こそが、日本柔道を支える原点であり財産である。これらの活動を支援したり、功労を表彰する制度も検討しなければならない。今回、日本柔道の今後の課題として取り上げたい最大のポイントは、

『国内のボランティアの指導者達と全柔連・強化 拠点大学・企業などのトップ選手養成の指導者達 が、協調して柔道の未来を考えていく道筋」であ る。日本柔道の底辺を支える指導者たちの声をい まこそ聞くべきときなのである。全柔連では、柔 道ルネッサンス運動を展開しており、人づくり・ 教育・ボランティア・障害者支援30)などの委員会 に分かれ、地道な活動を展開している。その内容 は、礼やあいさつの徹底・少年柔道の活性化のた めの講習会・大会会場の清掃・視覚障害者の大会 参加に対する支援などである。上記のような具体 的項目のみでなく、理想とする柔道の発展を考え る委員会の設立の設立が望まれる。日本柔道の指 導者は、勝敗にのみ拘るのではなく、心身の調和 のとれた選手の育成を目指すべきである。そして、 最終的には、海外に日本の伝統文化である柔道が、 正しく伝達されているかを検証していくべきであ る。

まとめ

本研究では、嘉納の柔道に対する理念・IOC、IJFが目指す競技の方向性・国内外の審判規定の変遷と問題点・日本柔道の現状の問題及び今後の課題を取り上げた。これらの事項を過去の文献を参考に考察を行ったところ、以下のような結論に至った。

(1) 嘉納は柔道を創設するにあたり、技術の理念として、「投げる」「抑える」のスポーツ的要素と「絞める」「関節を挫く」などの武道的要素を残し、「形」より「乱取」稽古を奨励した。これは嘉納が大学時代からスポーツ・体育を体験し、その知識を柔道の体系化に活かしていったた

めである。

- (2) 嘉納は柔道の理念として「精力善用・自他 共栄」を説いた。衝突による精力消費や破壊より、 譲り合い、助け合うほうがはるかに有効であると いう修行の根本原理となる精神であり、現代の国 際問題にも通用する理念である。
- (3) 柔術時代に「襦袢」「短袴」であった稽古 衣を、嘉納は明治時代の後半に「長袖」「長ズボン」に改良したが、白の柔道衣しか認めないという文献は見つかっていない。
- (4) 嘉納は日本初代のIOC委員として、JOCの創設・オリンピック参加に尽力したが、その卓越した国際感覚が、柔道を世界のスポーツとして発展させた。
- (5) IOC はオリンピックの経済的危機を乗り越えるため、テレビ放映権・スポンサーの協賛金・ 入場料収入などを大きな財源としてるが、このことにより観客やメディアにアピールできない種目 や勝敗の分かりずらい採点競技は排除される方向 にある。また、プロ化も容認される結果となった。
- (6) IJFは IOC の方向性と同調し、ゴールデンスコア方式・ブルー柔道衣・試合のスピード化など、観客・マスメディアに受け入れられる柔道の具現化を重点的行ってきた。IJF 審判規定改正もその大きな影響を受けている。
- (7) オリンピックソリダリティ基金や世界選手権大会の収益金の一部が、アジア・アフリカ・南米などの各国に支援がされ、柔道の国際化や競技力向上が目に見える成果をあげている。
- (8) 全柔連は「効果」「教育的指導の廃止」「危険地帯の5秒ルール」「蟹鋏の禁止」「抑え込み時間の短縮」「場外・引き込みの指導」などを長期間認めていない。これは武道の試合は教育の一環であり、単一言語で運営されるという旧来の感覚であるが、審判規定統一のための検討が望まれる。
- (9) 柔道の国際化・スポーツ化・プロ化が進み、日本柔道も様々な影響を受けている。選手のプロ化が生み出した問題は、「赤い髪」や「派手なパフォーマンス」「滑る柔道衣問題」などに象徴されるが、心身の調和のとれた選手の育成こそが急務である。
 - (10) 日本柔道は嘉納の理念である「自他共栄」

- の精神に立ち返り、少年柔道のボランティア指導 者と国際選手を育成する指導者の協調や理解を図 る委員会を設置する必要がある。
- (11) 柔道の真の国際化は、嘉納精神に基づき、 審判規定を統一し、世界各国が一つのルールで大 会を運営し、理解・協調を深め合い問題点を解決 していくことにある。

引用・参考文献

- 1) 木村秀和「リポート IJF 理事会」近代柔道25-6、ベースボールマガジン社、70-71頁、2003
- 2) 木村秀和「リポート平成14年第1回評議委員会」近 代柔道24-8、ベースボールマガジン社、64-65頁、2002
- 3) 木村秀和「IJF 理事会・委員会リポート」近代柔道2 3-5、ベースボールマガジン社、60-61頁、2001
- 4) 全日本柔道連盟「礼法ガイド」『国際柔道連盟試合審 判規定』127頁1999年
- 5)野瀬清喜「柔道の国際化と日本柔道の今後の課題 (第 一報)」埼玉大学紀要教育学部、46-1、91-107頁、19 97、
- 6)野瀬清喜「柔道の国際化と日本柔道の今後の課題(第 二報)」埼玉大学紀要教育学部、49-1、71-84頁、2000
- 7) 藤堂良明「柔道技術の源流」『柔道の視点』道和書院、 13頁、2000
- 8) 同上、14頁
- 9) 同上、15頁
- 10) 同上
- 11) 村田直樹「嘉納治五郎思想の継承と課題」『柔道の視点』 道和書院、3頁、2000
- 12) 同上
- 13) 同上、4-5頁
- 14) 同上、6頁
- 15) ファン・アントニオ・サマランチ「親愛なる日本オ

- リンピック委員会へ」オリンピアン9-1、ベースボールマガジン社、6-7頁、2000
- 16) 佐藤忠弘他「オリンピックの世紀」オリンピアン8 -11、ベースボールマガジン社、14-16頁、1999
- 17) 同上、17頁
- 18) 木村かや子「オリンピックの定点観測所」オリンピアン12-1、ベースボールマガジン社、30-31頁、1999
- 19) 関根清文「97パリ世界選手権パートⅢ」近代柔道19 -11、ベースボールマガジン社、40-42頁、1997
- 20) 鳥海又五郎「IJF 総会報告」柔道70-12、講道館、5 2-56頁、1999
- 21) 松下三郎「IJF 総会報告」柔道72-9、講道館、55-61頁、2001
- 22) 小俣幸嗣「審判規定の変遷」『競技柔道の国際化』不 味堂、39-42頁、1997
- 23) 講道館「禁止事項」『講道館柔道試合審判規定』講道館、15-23頁、1975
- 24) 鳥海又五郎「IJF 総会報告」柔道70-12、講道館、5 2-56頁、1999
- 25) 松下三郎「IJF 総会報告」柔道72-9、講道館、55-61頁、2001
- 26) 木村秀和「世界選手権2003・大会総括」近代柔道25 -10、ベースボールマガジン社、32-34頁、2003
- 27) 同上、34頁
- 28) 朝日新聞、8月28日掲載、2003
- 29)講道館「講道館柔道の本質及び目的」『決定版講道館 柔道』講談社、26-29頁、1995
- 30) 編集部「柔道ルネッサンスがスタート」近代柔道23 -8、ベースボールマガジン社、78頁、2001
- 31) 松本芳三他『柔道百年の歴史』講談社、1970

(2003年9月26日提出) (2003年10月15日受理)